

ホットラインの運用について

1 ホットラインの導入

平成29年6月1日～(平成29年度水防計画書に明記)

2 基本方針

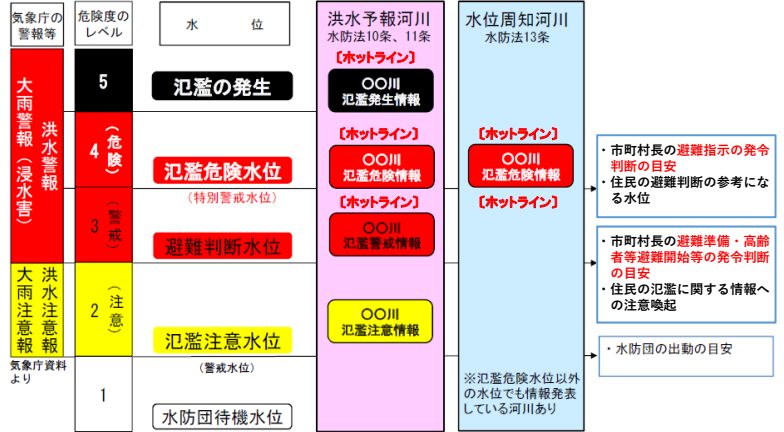
○洪水予報河川(3河川)・水位周知河川37河川を対象に行う。

○洪水予報河川については、以下の事象が発生したときに行う。

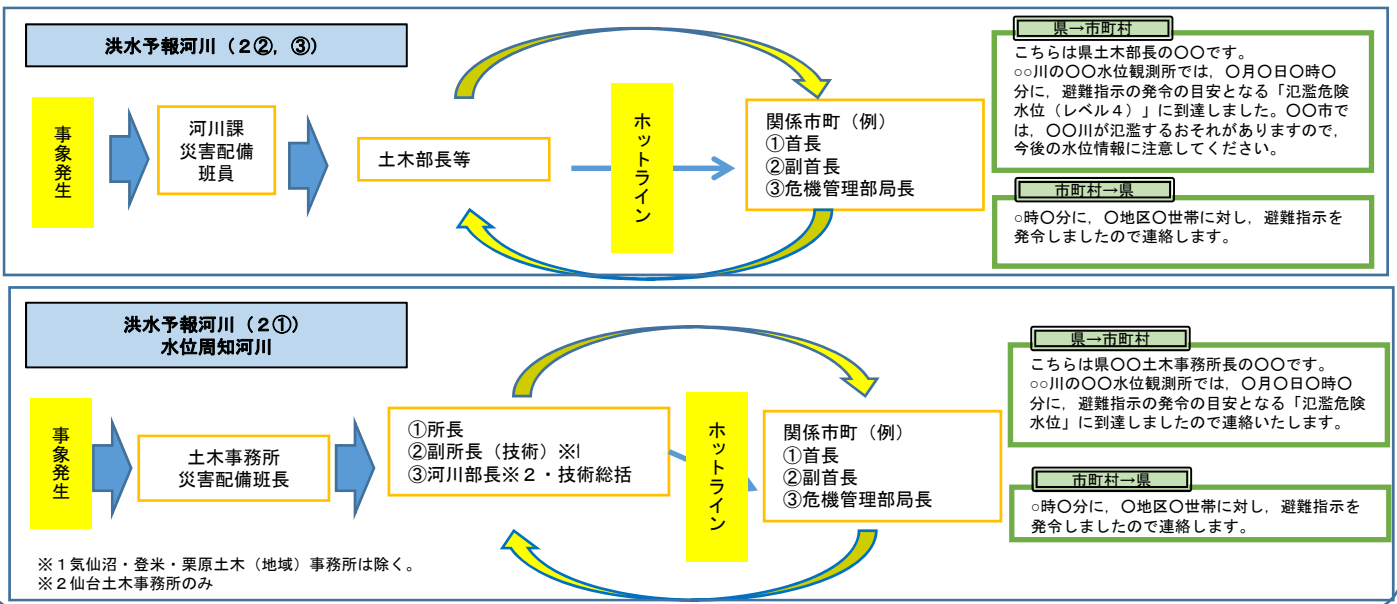
- ①避難判断水位(レベル3)に達し、氾濫警戒情報を発表したとき【避難準備・高齢者等避難開始の目安】
- ②各水位観測所において、氾濫危険水位(レベル4)に達したとき【避難指示の目安】
- ③氾濫が発生したとき。

○水位周知河川については、以下の事象が発生したときに行う。

- ①避難判断水位に達したとき【避難準備・高齢者等避難開始の目安】
- ②氾濫危険水位に達したとき【避難指示の目安】



3 ホットラインの連絡体制



4 仙台湾圏域におけるホットライン構築状況

河川名	対象市町村	避難判断水位(レベル3)	氾濫危険水位(レベル4)	氾濫発生(レベル5)
洪水予報河川	七北田川(市名坂)	仙台市、多賀城市、利府町	所長→首長	部長→首長
水位周知河川	七北田川(小角)	仙台市	所長→首長	所長→首長
	梅田川(苦竹)	仙台市	所長→首長	所長→首長
	砂押川(八幡橋)	仙台市、多賀城市、利府町	所長→首長	所長→首長
	高城川(高城)	松島町	所長→首長	所長→首長
	鶴田川(鶴田崎)	大崎市・大郷町	所長→首長	所長→首長
避難情報の目安		(高齢者等避難)	(避難指示)	(緊急安全確保)